

《平成 30 年 4 月 1 日以降の第 1 号通所事業・第 1 号訪問事業のサービス利用について》

長寿介護課介護保険係

平成 30 年 4 月 1 日以降の第 1 号通所事業・第 1 号訪問事業のサービス利用について知立市では下記のとおり対応させていただきます。

※平成 29 年 12 月 15 日（金）の知立市介護保険事業者連絡調整会議において、口頭で説明させていただいた内容について一部変更（下線部分）がございますのでご注意ください。

1、知立市の被保険者が他市町村の第 1 号通所事業・第 1 号訪問事業を利用する場合

原則、平成 30 年 3 月 31 日時点で他市町村の第 1 号通所事業・第 1 号訪問事業を利用している被保険者の継続利用のみ認める。また、みなし指定の指定更新は、原則属人指定であり、継続利用の被保険者に限りサービスの利用を認める。

2、他市町村の被保険者が知立市の第 1 号通所事業・第 1 号訪問事業を利用する場合

他市町村の保険者が知立市でのサービスの利用を認め、第 1 号通所事業・第 1 号訪問事業の指定をした場合、知立市でのサービスの利用が可能となる。そのため、他市町村の被保険者の知立市でのサービス利用の可否は他市町村の保険者の判断による。

上記の件について、ご相談がある場合は知立市役所長寿介護課までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】

知立市役所長寿介護課介護保険係  
電話 (0566) 95-0122